

「地図の利用手続のあり方検討部会」中間報告

測量行政懇談会
地図の利用手続のあり方検討部会

1. 概要

(1) 部会の名称

測量行政懇談会(3月14日開催)での議論を踏まえて、一般の方から見たわかりやすさを重視し、「地図の利用手続のあり方検討部会」とした。

(2) 趣旨

地理空間情報活用推進基本法の制定から10年を迎えた今日、地理空間情報の更なる活用に向けた基盤地図情報等の基本測量成果の重要性が一層高まっており、その円滑な流通と、利用しやすい環境の創出が求められている。

また昨年(2019年)の官民データ活用推進基本法の制定により、オープンデータに関する取組が一層進み、多種多様な地理空間情報が活用できる社会環境が整うことが期待される。

情報通信技術の進展に伴い、スマートフォンなどで手軽にさまざまな地理空間情報にアクセスできるようになるなど、利用形態も多様化している。また国土地理院では、近年、インターネットによる測量成果の公開・提供を推進し、基本測量成果の種類も増える傾向にある。

測量成果の活用の推進に向け、測量法が平成19年に改正され、複製承認及び使用承認の手続の簡素化やデジタルデータの対応等の措置が講じられたが、今後オープンデータ化を一層推進することを考慮し、主としてインターネットにより提供される測量成果の流通に関する諸制度を含む利用手続のあり方について再点検し、地理空間情報の活用をさらに強力に進めていくことが本部会の目的である。

また、地理空間情報の活用の推進に当たっては、多くのデータを有する地方公共団体の役割が極めて重要であることから、本検討の成果については、公共測量に関する事務を担当する地方公共団体等の測量計画機関とも共有し、施策をより実効的なものとする。

(3) 部会長・副部会長の設置及び委員リスト

測量行政懇談会運営要領に基づき、委員の互選によって部会長を定め、また、委員等の中から部会長が副部会長を指名した(別紙1参照)。

2. 部会開催状況

7月5日第1回部会、9月21日第2回部会を開催した

3. 検討状況

(1) 基本的な考え方

- ・今回の検討は、基盤地図情報を中核とする地理空間情報活用推進基本法の趣旨に合致するものであり、かつ官民データ活用推進基本法第3条（基本理念）の第7項にある「多様な主体の連携を確保するため、規格の整備及び互換性の確保等の基盤の整備」に該当する取組であることを確認。
- ・これらの政策的な方向性を見据えつつ、測量法の運用も時代に合わせたものに見直していくことが必要。
- ・現状の課題を地理空間情報活用推進基本法及び官民データ活用推進基本法の両方から幅広く整理。その結果、部会では、現在の測量法の枠内で考えるべき重要な課題として、測量の複製承認・使用承認を時代に合わせて簡素化しわかりやすくすることと、公共測量成果の流通を促進すること、の2つを取り上げることとした。

(2) 複製・使用承認制度の改善について

1) 承認申請を必要・不要とする基準の整理（申請不要範囲の拡大・明瞭化）

- ・測量法の法目的に鑑みつつ、まず、複製承認・使用承認のいずれも要しないものを明確化することで、その後の手続の簡素化を図る。
- ・基盤地図情報と位置の整合がとれた、正確で相互利用される地理空間情報を明瞭にする観点から承認を運用する考え方に立ち、その観点から承認が必要な範囲を必要かつ十分な範囲に限定することを基本とする。そこで承認申請を不要とするものとして、1)基盤地図情報等の位置に基づかない場合、2)測量分野に波及する可能性がほとんどない場合、といった提案が事務局からあり、また3)地名の正確さについても考慮が必要である旨、事務局から提案があった。
- ・1)の正確なものであることを示す指標として、事務局からの「絶対座標（緯度経度等）」が表現されていない場合に申請不要と判断する案（案1）、絶対座標、スケール、縮尺の何れもない場合に申請不要と判断する案（案2）に関して、案1が基準としてわかりやすくてよいとの意見が多数を占めた（別紙2参照）。また、3)の地名の取扱いについては、国の安全の観点も関係するものであり、測量法の枠組みでの対応のあり方について引き続き整理することとされた。
- ・2)については、測量分野に波及する可能性がほとんどない事例を従来よりも充実すべきとの意見があり、その方向で取りまとめる予定である。

2) 複製承認と使用承認の区別

- ・従来と考え方は変更せず、説明の言い回しを丁寧にするとの事務局案（別紙2-1の下半分の「複製、使用」に関する囲み内の文章）について、整理されかなり解りやすくなったと判断でき、提示された方向で取りまとめることとなった。
- ・さらに、ベクトルデータをフォーマット変換して配布する場合、Web上で配色等カスタマイズしてサービス提供する場合等の対応についても、複製が使用か迷う可能性があるため、可能な限り区別する方法を詳細に示す必要がある旨指摘があり、引き続き検討す

ることとされた。

3) 承認を可・不可とする基準の整理

- ・承認は、正確さに問題がないか、刊行に影響を及ぼさないか（後者は複製承認の場合のみ）の2点から判断することになることについて事務局から説明があった。
- ・国土地理院 Web から提供しているデータの複製については、刊行しているものではなく、また「各府省がインターネットを通じて著作物を公開することについては、著作物が国有財産法第2条に規定する国有財産に該当しないため、国有財産法の適用はない。」（「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）平成27年12月24日改定、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議）との見解を踏まえ、正確さが確保されることを確認したうえでデッドコピーも承認する方向で検討し、平成20年の測量行政懇談会の提言（別紙3参照）の内容を改めることなどの説明が事務局からなされた。
- ・それらの基本方針は妥当と考えられるが、承認基準について、より明確にする必要があるとの意見があり、引き続き検討することとされた。

4) 複製物の複製・使用（承認を得て複製した成果を更に複製・使用）の基準の整理

- ・複製承認を経て作成された物の複製・使用については、引き続き申請が必要である一方、使用承認を得て作成した物はそれ以降の承認は不要であることが事務局から提示された。その方向で取りまとめる予定である。
- ・なお、インターネット上の一部のリポジトリサイトの規約では、投稿されたコンテンツを自由に利用することを認めている。しかし、複製承認を経て作成したコンテンツは再配布のために再承認を要する可能性があり、実質リポジトリサイトに投稿できなくなる可能性があることは将来的な検討課題である、という意見があった。

5) 出所明示のあり方の整理

- ・出所明示について、現在の表記より短くすること、また著作権法ではなく測量法に基づく承認であることを明確にするよう変更するとの事務局提案について、賛同が得られ、その方向で取りまとめる予定である。

6) 承認を行ったリストの公開

- ・基盤地図情報等がどのように活用されているか、好事例の共有化のため、複製承認や使用承認のリストについて、申請者の了解が得られる範囲で公開することについて事務局から提案があり、その方向で取りまとめる予定である。

7) その他

- ・今回の検討結果を反映しつつ申請の Web サイトをわかりやすくすること、インターネット申請システムの改良検討（利用者が複製・使用の判断に迷う場合に自動で振り分ける機能の追加等）、承認の趣旨についての効果的な広報を実施すること、地方公共団体への周知を強化すること等に関する事務局提案について、より具体的な内容を提示していただいた上で、その方向で取りまとめる予定である。

(3) 測量成果の流通の促進に向けて

- ・デジタル成果の公共測量成果の保管委託を推進する取組みに関して事務局から提案があり（次頁 図1 参照） 部会委員から強い賛同を得た。この仕組みについて、提案の方向で取りまとめる予定である。
- ・この仕組みの進め方について、以下のような意見があった。事務局でこれらに留意して取組みを推進してもらうこととし、その旨取りまとめに記載する予定である
 - 公共測量実態調査によれば、公共測量成果を公開しない理由として提供体制が整っていないことを43%の団体が挙げており、まずはここをカバーすることが適当である。
 - 第3期の地理空間情報活用推進基本計画でもG空間情報センターの本格稼働や利活用の円滑化について議論されており、公共測量成果の流通も推進することが必要で、G空間情報センターと地理院とが協力して地方公共団体に対する呼びかけていく必要がある。
 - 運用について地方公共団体にも理解をいただくことが必要で、国土地理院の持つ地域連携の仕組みやノウハウも活用して周知していくことが適当であり、今後、さらに詳細について検討することが必要である。

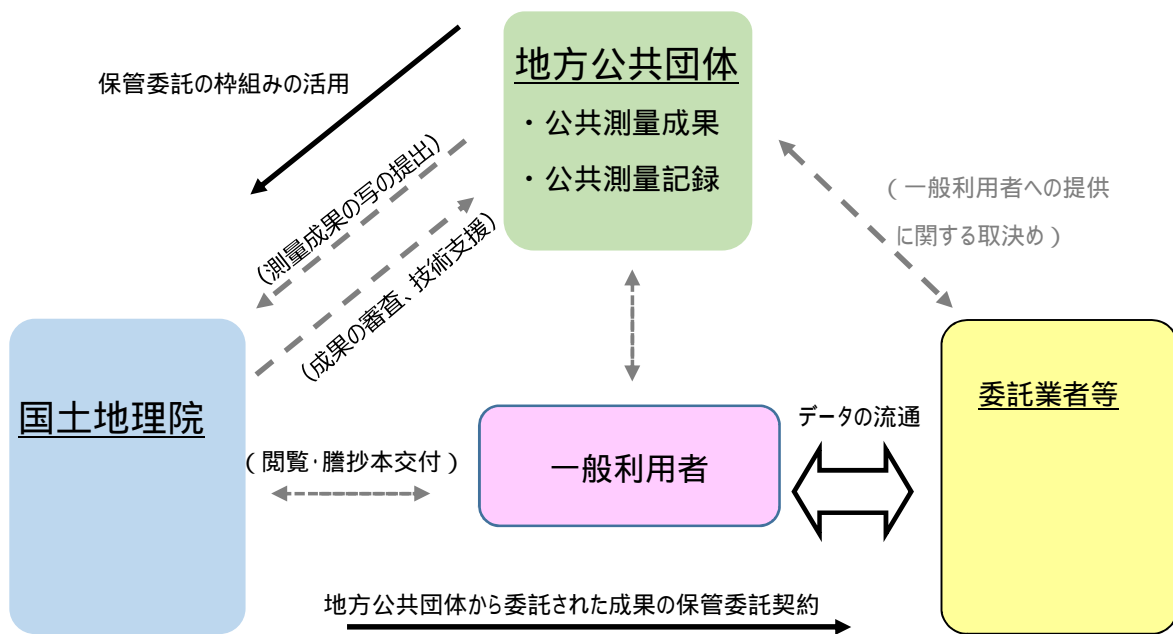


図1 地方公共団体の測量成果を流通させる新たな枠組み（案）

4. 今後の予定

- ・第3回部会 2月ごろ開催、最終報告書案の審議。

地図の利用手続のあり方検討部会委員
(平成 29 年 9 月現在)

(敬称略・委員は五十音順)

(部会長)

井上 由里子 一橋大学大学院
国際企業戦略研究科 教授 【懇談会委員】

(副部会長)

大場 ^{とおる} 亨 千葉県 市川市 経済部 次長

(委員)

飯田 ^{さとし} 哲 (一財)日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC)
主任部員

小島 ^{たけや} 武也 (一社)地図調製技術協会 業務執行理事
(株)武揚堂 代表取締役

瀬戸 ^{としかず} 寿一 東京大学 空間情報科学研究センター
特任講師

(案)

今後の国土地理院のWebサイトから入手できる地図の利用手続フロー

START

下記のいずれかの地図(国土地理院Webから入手したデジタル地図)を利用しますか？

例:(現在、提供しているもの)

- 基盤地図情報(基本項目等)
- 基盤地図情報に基づく以下のデータ
 - 地理院地図(標準地図・淡色地図・English【電子地形図(タイル)】等)
 - 電子国土基本図(地名情報)「住居表示住所」、湖沼データ、火山基本図データ



Q1 成果品に、位置に関する情報がありませんか？ ()

- 案1) 緯度経度、平面直角座標のいずれもない場合
- 案2) 緯度経度、平面直角座標、縮尺表示、スケールバーのいずれもない場合

例・イラストや絵地図、縦横の拡大縮小率が異なるなど誇張表現されているもの、作図ソフトで作った簡易的なもの、案内看板
 ・ハンカチ・Tシャツ・紙袋・メモ帳・セロテープ、書籍の表紙、CDジャケット、地形図を背景とした表彰状や名刺などデザインとして製品への印刷

* 地名の取扱いについては、国の安全の観点も関係するものであり、測量法の枠組みでの対応のあり方について引き続き整理する

YES

申請
不要



Q2 成果品が測量分野に利用される可能性がほとんどないですか？

- 例・私的利用、社内、サークル、同好会、学校その他教育機関など組織内での利用
- ・特定の者に対して提出する申請書、報告書等の添付資料や説明資料として利用
- ・博物館等における展示物として利用
- ・論文、試験問題、テレビ番組で利用(書籍についても、その範囲について検討中)
- ・一時的な資料として利用

YES

申請
不要

NO

複製(測量法第29条)

- ・測量成果をコピー、スキャン等で複製したものを単に背景として用いているもの。
- ・測量成果の一部の情報を間引いたり、独自情報を付加しただけのもの
- ・測量成果の情報を読み取って作り変えることはしていない



バス路線、バス停名、GSマーク等を付加 都市計画区域を付加した管内図等 基図から必要のない情報を削除

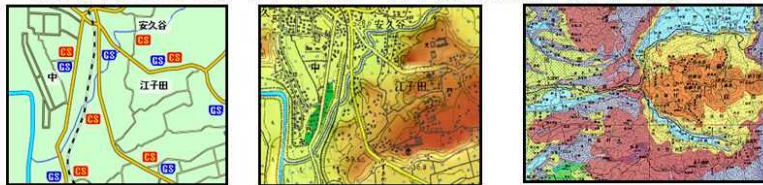
YES

複製承認申請
(測量法第29条)

いずれの承認が不明の場合はお問い合わせください。

使用(測量法第30条)

- ・基の測量成果の情報を読み取って、もとの測量成果に手を入れて別種の地図を作成しているもの
- ・測量によって得たデータ等を付加し、独自性のある主題図(地質図等)を作成
- ・数値地図(国土基本情報)等(ベクトルデータ)を使用して紙地図(ラスター画像)を作成



トレース(書きなおし)、別種の地図を作成 標高データから調整した陰影彩図を重複表示 主題図(地質図)

YES

使用承認申請
(測量法第30条)

申請不要であっても、公開し、広く利用するものについては、出所明示が必要です

基盤地図情報と位置の整合がとれた正確で相互利用される地理空間情報を明瞭にする観点から承認を運用する考え方に立ち、その観点から承認が必要な範囲を必要かつ十分な範囲に限定することを基本とする。

複製承認を経て複製した成果を更に複製・使用する場合、引き続き申請が必要です。また、使用承認を得て作成した成果を更に複製・使用する場合、それ以降の承認は不要です。

補足(承認の基準等について)

この手続は、適切な測量成果を利用するかどうかの確認を行い、測量の正確さや、成果品の情報の信頼性を一定確保するための仕組みです。

次の3点の場合以外は、承認されます。

申請手続が法令に違反している

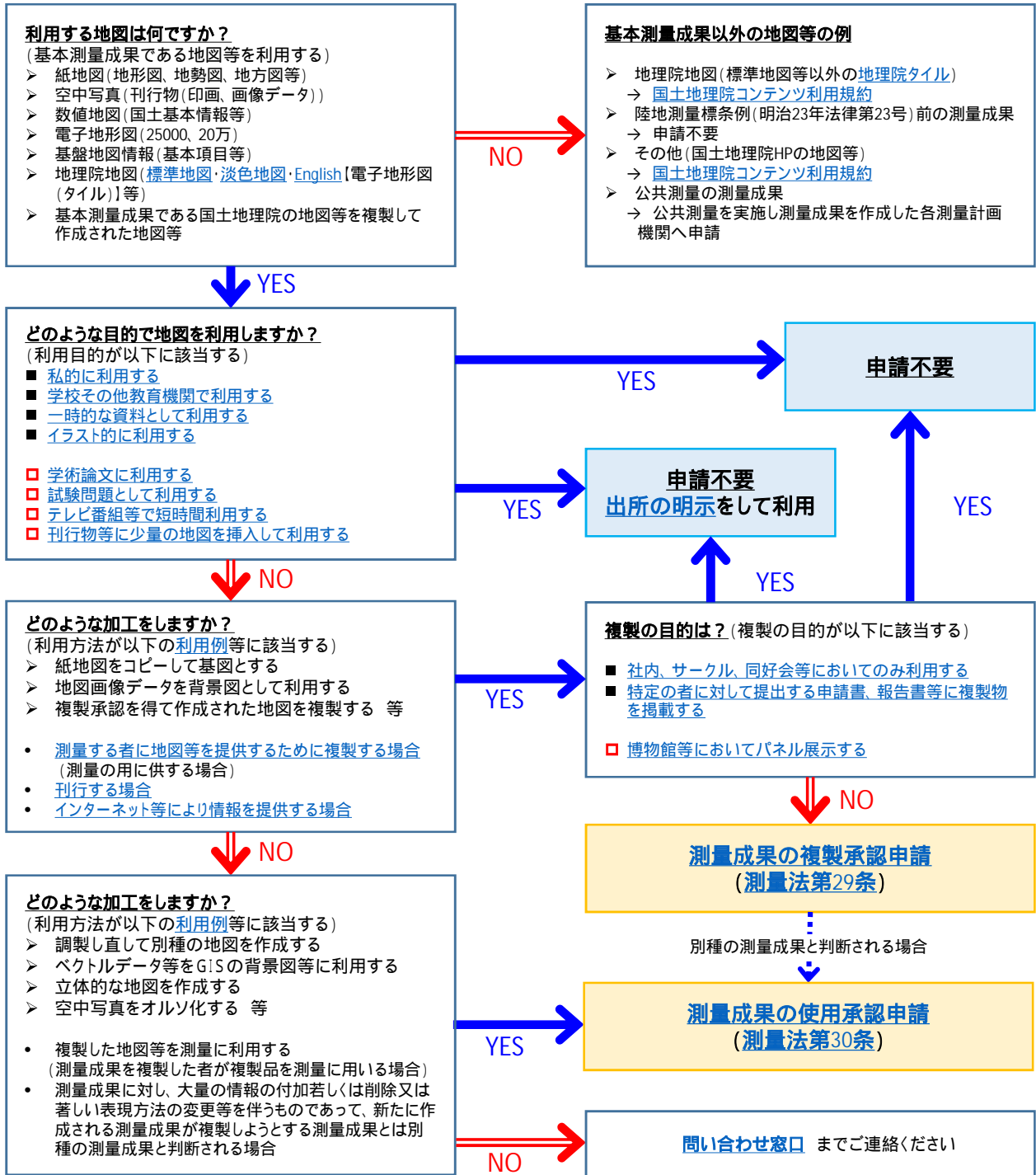
当該測量成果を使用することが当該測量の正確さを確保する上で適切でない、

刊行している最新の基本測量成果(過去3年以内に刊行されたものを含む)に対し、何ら手を加えずに全く同じものを複製しようとする場合(デッドコピー)など、国土交通大臣が行う地図等の刊行及びインターネット提供を害するおそれがあると認められるもの等(国土地理院Webから入手できる地図データは除く)

なお、この手続は、公共測量のような作業規程、審査の仕組みではありませんので、基本測量成果の複製又は使用の承認を得て作成した成果物の正確さを完全に保証するものではありません。

【概要】国土地理院の地図の利用手続(測量成果の複製・使用申請フロー)

START



刊行物等に少量の地図を挿入して利用 (刊行物等に内容を補足するため、以下の基準の少量の地図等を補助的に挿入する場合)

書籍、冊子、報告書、パンフレット等の場合

- > 1ページの大きさに対し1/4以下の大きさで地図等の一部を掲載する場合
- > 1ページの大きさに対し1/2以下の大きさで地図等の一部を掲載する場合 → 総ページ数の30%以内
- > 1ページの大きさに対し1/2を超え、1ページに収まる大きさで地図等の一部を掲載する場合 → 総ページ数の10%以内
- > 内容に合致する地図等の一部を書籍等の表紙に利用する場合



Webサイト等の場合

- > 300×400ピクセル以下の大きさで地図等の一部(ラスタ形式)を掲載する場合
- > 300×400ピクセルを超え、画面に収まる大きさで地図等の一部(ラスタ形式)を掲載する場合 → Webサイト全体の中で5枚まで(スクロール機能により画面の大きさ以上の地図等が見ることが出来る場合は、1枚でも申請が必要)

問い合わせ窓口 国土交通省 国土地理院 地理空間情報部 情報企画課 審査係

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番 TEL:029-864-4150(直) FAX:029-864-8285 お問い合わせフォーム

詳細については、「国土地理院の地図の利用手続き」を参照してください。 <http://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index.html>

複製承認の基準など、複製承認の具体的運用のあり方について

(1) 国土地理院は、測量成果の複製承認にあたっては、正確性が担保される範囲内で、手続の合理化を図り、利用の促進のため無償で承認することを基本とすべき

(2) ただし、国土地理院は、2万5千分1地形図など有償で提供される基本測量成果のデッドコピーについては、当面の間、承認すべきではない

- ・ これまで複製を承認することが禁止されていた営利目的でのそのまま複製については、今回の測量法改正により承認できるようになった。しかし、国土地理院の地図等に何ら手を加えずに全く同じものを複製した（デッドコピー）紛らわしい複製物が多数流通すると、国土地理院が地図等を広く国民に対して低廉に提供することが難しくなる。このため、2万5千分1地形図などの有償で提供される基本測量成果については、これまでどおり当面の間は営利・非営利目的ともにデッドコピーを承認すべきではない。
- ・ 無償で提供される基盤地図情報等は、利用者の負担なしで広く利用されるべきものであることから、デッドコピーであっても同一性や精度が担保されることを条件に複製を承認し、その活用を推進すべきである。

(3) 国土地理院は、新たに承認することができることとなった「営利目的でのそのまま複製」を承認する場合には、当面の間、有償とするのが妥当

- ・ 「そのまま複製」のうち、デッドコピーは承認すべきではないが、基盤地図情報等を含む基本測量成果について、微少な変更に止まる複製（多少手を加えてあっても国土地理院の地図等と比較して一見して違いが明確に判別できない複製）を営利目的で行うものを承認する場合には、当面の間、有償とすべきである。

(4) 地方公共団体等における公共測量の測量成果の複製承認については、参考となる基準を国土地理院が示すべき

- ・ 測量成果の複製の承認に関する基準は、行政手続法に規定する審査基準に該当するため、公共測量の測量成果の複製について承認を行う測量計画機関においても定めるとともに公開する義務がある。